

○総基移第248号

無線局免許等事務処理規程（通達）（平成13年総基総第10号）の一部を改正する通達を次のように定める。

令和4年9月8日  
総合通信基盤局長

無線局免許等事務処理規程（通達）（平成13年総基総第10号）の一部を改正する通達

無線局免許等事務処理規程（通達）（平成13年総基総第10号）の一部を、次の表により改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（地方委任局の処理に係る指示伺い）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 地方委任局の次の各号に掲げる事項は、無線局の種別にかかわらず、局長の指示を受けるものとする。ただし、実験試験局については（3）の規定は適用しない。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p>(5) <u>平成24年総務省告示第426号（電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）表2の項の右欄に掲げる周波数の電波を使用する特定基地局であって、各地方局において認定開設者がそれぞれ初めて無線局を開設（当該周波数に係る周波数の指定の変更を含む。）する申請であるもの</u></p> <p>[(6)～(8) 略]</p> <p>[3・4 略]</p>	<p>（地方委任局の処理に係る指示伺い）</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(4) 同左]</p> <p>(5) <u>1,805MHz を超え 1,845MHz 以下、3,400MHz を超え 3,480MHz 以下、3,600MHz を超え 4,100MHz 以下、4,500MHz を超え 4,600MHz 以下、27.0GHz を超え 28.2GHz 以下又は 29.1GHz を超え 29.5GHz 以下の周波数の電波を使用する特定基地局であって、各地方局において認定開設者がそれぞれ初めて無線局を開設（当該周波数に係る周波数の指定の変更を含む。）する申請であるもの</u></p> <p>[(6)～(8) 同左]</p> <p>[3・4 同左]</p>